

金融高度化セミナー 資料

海外進出時の検討事項と事例紹介

2013年11月14日

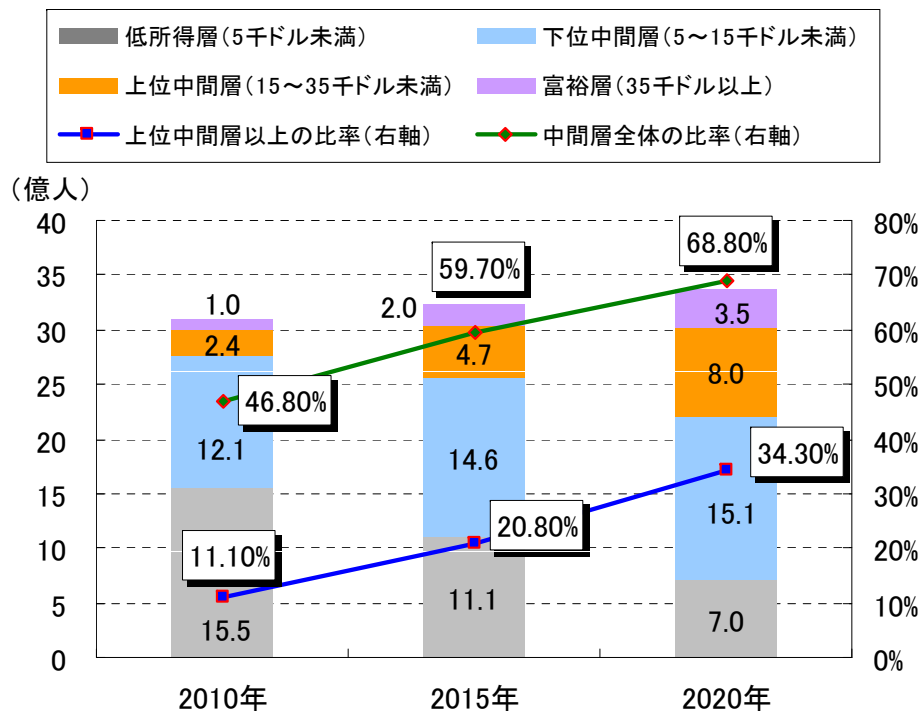
みずほ銀行

直投支援部

アジアにおける中間層増加による消費市場拡大

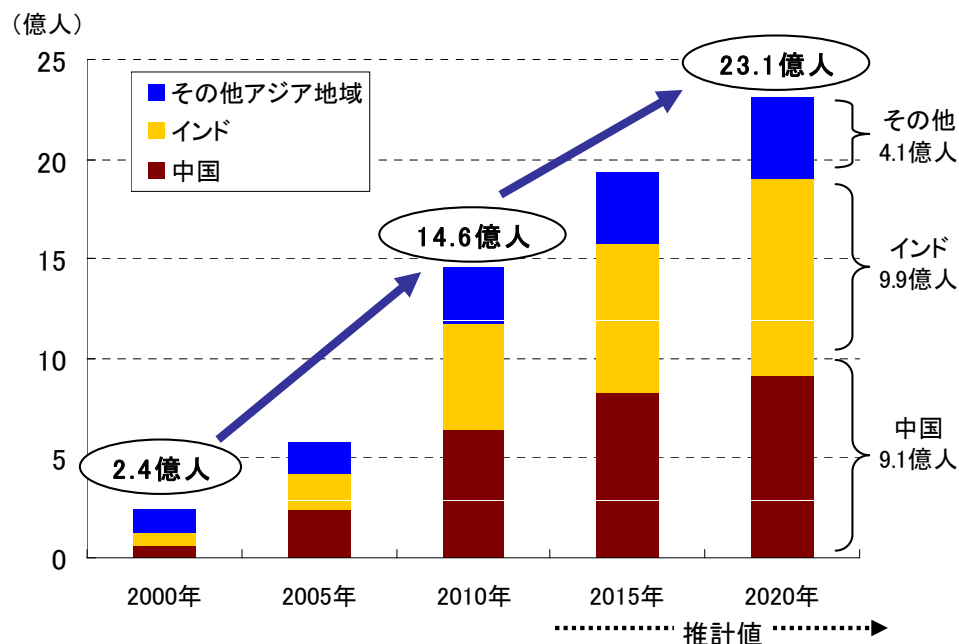
- アジアの新興国では、年間所得5,000～3万5,000ドルの範囲の中間層増加
- 2010年の約47%から、2020年には約69%に増加する見込み
- アジアの中間層は、2010年の14.5億人から2020年に約23億人に増加する見込み

アジア新興国における所得階層別人口の推移



備考1：世帯可処分所得の家計人口 備考2：2010年が実績値。それ以降は予測値。
 出所：経済産業省『通商白書2011』 原データEuromonitor International 2011

アジアの中間層の推移

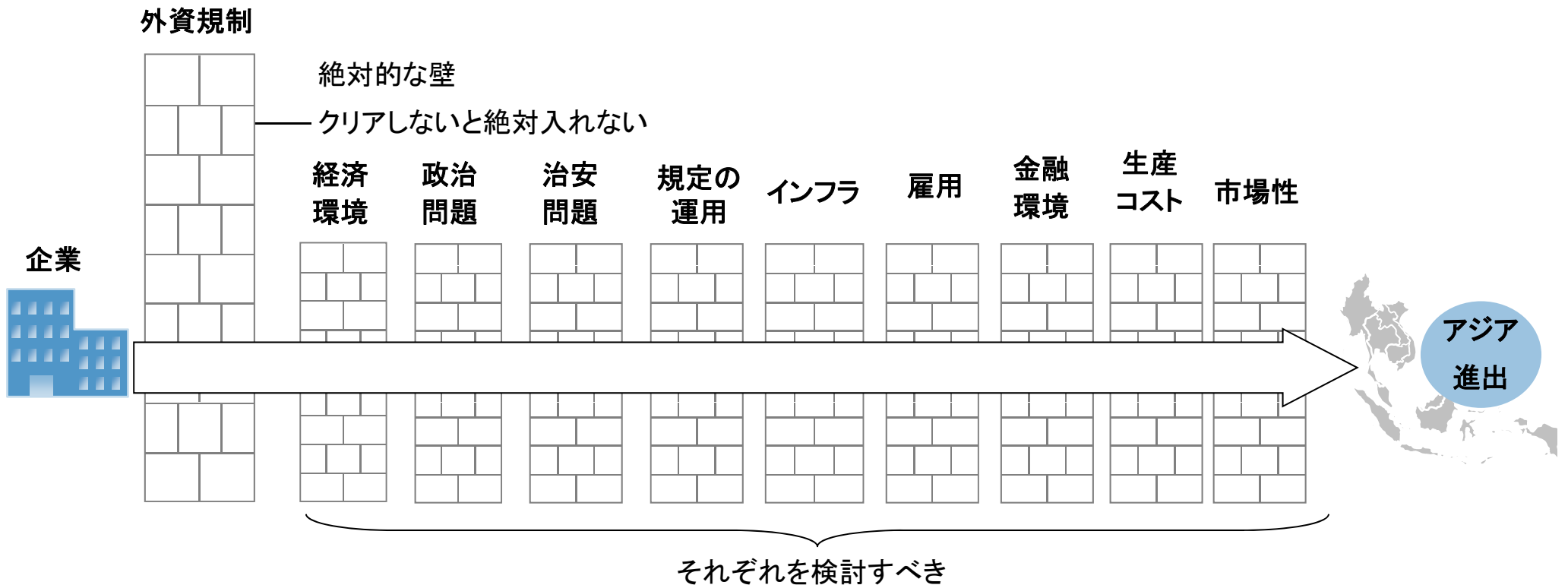


備考：世帯可処分所得の合計人口。
 出所：経済産業省『通商白書2011』 原データ：Euromonitor International 2011

海外進出検討時に検討すべき事項

- 企業がアジア進出検討時に検討すべき事項は概ね以下の8点に集約される
①外資規制、②経済環境、③不透明な制度、④インフラ、
⑤労働力環境、⑥金融、⑦政治問題、⑧治安問題
 (⇒①～⑥について次頁以降ご説明)

企業が海外進出検討時に検討すべき事項



①-1 外資規制

- 製造業に対する規制は少ない。これは、製造業が雇用拡大、技術獲得の観点でアジア各国にとって必要であることが挙げられる
- 一方で、サービス業(金融、商社、小売、運輸、建設など)に対する外資規制は総じて厳しい。これは、技術的なメリットが相対的に低いことに加えて国内産業の保護が目的

< 外資参入規制 >

国	シンガポール	マレーシア	タイ	インド	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	香港	中国
外資規制 (製造業)	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
外資規制 (サービス業)	○	△	△	△	×	△	△	×	○	○	○
外資規制	製造業、サービス業は原則自由。	製造業は、自動車分野を除き自由。小売業、金融・保険業に出資規制あり。	製造業は100%出資可能だが、サービス業は原則49%まで。	製造業は原則自由だが、小売、不動産への出資は原則禁止。金融保険も規制あり。	製造業は原則100%出資可能。サービス業の多くは出資規制・ガイドラインあり。	製造業は一部を除き100%出資可能。建設業や金融・保険業に出資規制あり。	製造業は原則外資100%出資可能。サービス業は国内法による規則に従う。	製造業は、食品加工業など、80%までに制限されるものあり。小売業は、小規模以外は条件により参入可能。	製造業、サービス業は原則100%出資可能。	規制は公衆衛生上問題のある業種に限られている。100%出資可能。	製造業は原則外資100%出資可能。サービス業は国内法による規則に従う。

(出所)JETRO HP、JETRO2012年出版「アジア主要国のビジネス環境比較」より、みずほ銀行直投支援部作成

①-2 外資恩典

- 外需型のマレーシア・タイでは製造業向けの恩典大、内需型のインドとインドネシアは恩典少
- サービス業は、投資を呼び込む統括会社や付加価値の高いIT産業等、限定的な優遇傾向

< 外資に対する恩典 >

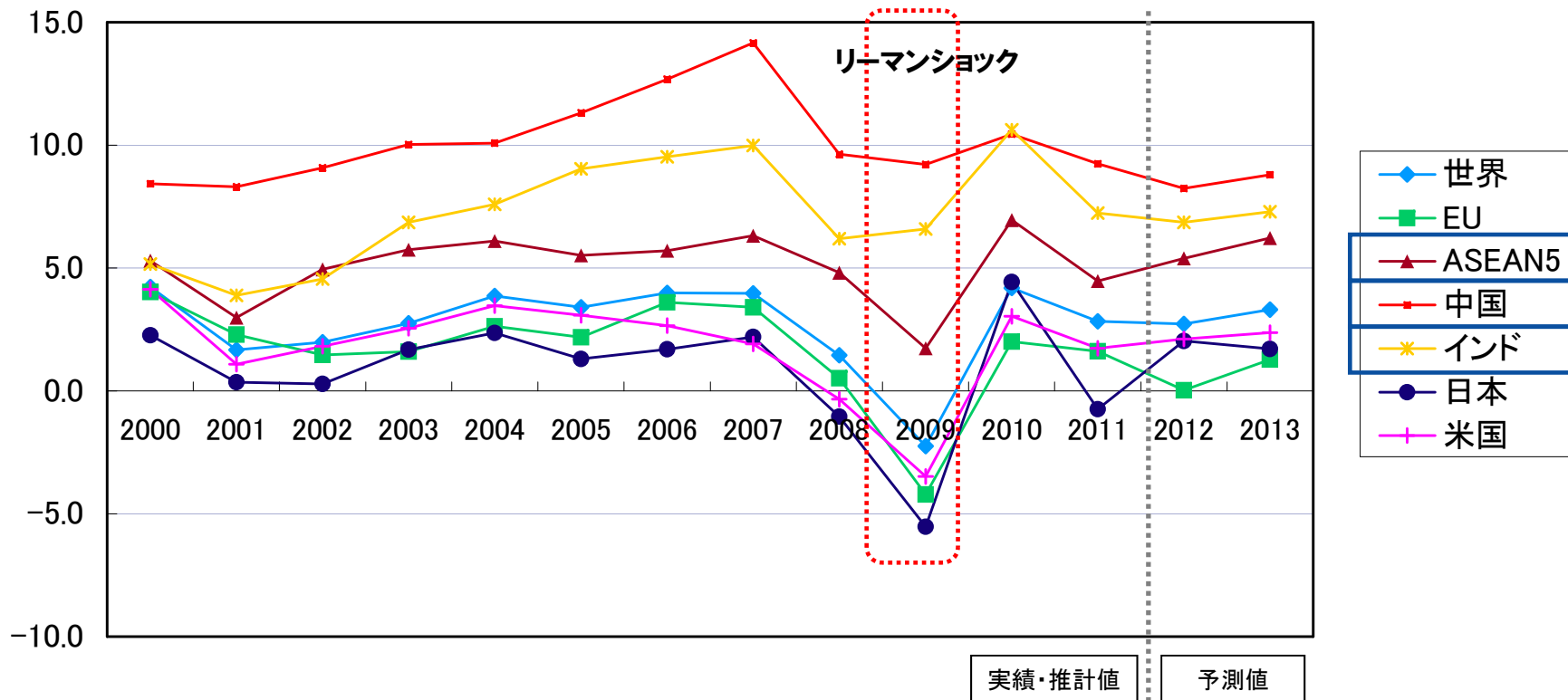
国	シンガポール	マレーシア	タイ	インド	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	香港	中国
恩典の充実度 (製造業)	△	◎	◎	○/×	×	○	△	△	○	×	△
恩典の充実度 (サービス業)	△	△	△	△	×	△	△	△	×	×	△
誘致の 政府スタンス	◎	◎	○	州次第	×	○	○	△	○	×	△
恩典の内容	高付加価値・ハイテク産業やビジネスハブとなるような業種を優遇。	パイオニアステータスや投資控除制度など製造業への優遇は魅力的(5~10年免税等)。	進出地域別の恩典やハイテク産業への優遇は充実(3~8年の免税、以降5年50%減税など)。	輸出企業向けの恩典は魅力的であるが(10年免税等)、現実問題として少なくとも日系からの輸出企業は限定的。	基本的に外資誘致のスタンス弱く、事実上製造業に対する優遇政策無し。	輸出企業(PEZA)に対しては、4~6年の免税の恩典。他、13の奨励業種についても同様の恩典あり。	業種、設立地域によって優遇制度はあるが、内容的には他国対比見劣り。但し、誘致姿勢は強い。	外資誘致の動きもあるが、一方で保護主義の台頭もあり外国投資法の改正では紛糾。恩典の魅力は少ない。	業種や投資規模により最大9年間の法人税免税、設備・原材料等の輸入関税免税等。	各種優遇措置は無し。	業種、設立地域によって優遇制度あり。

(出所)JETRO HP、JETRO2012年出版「アジア主要国のビジネス環境比較」より、みずほ銀行直投支援部作成

② 経済環境

- 2009年度、世界経済がリーマンショックの影響からマイナス成長に転じるなか、中国・インド・ASEAN5はプラス成長
- 2013年度は、中国8%台、インド7%台等の高い成長率に牽引され、日本を除くアジア主要国は5%超のプラス成長見込

世界主要地域・国のGDP成長率(前年度比)



世界経済をアジア諸国が牽引

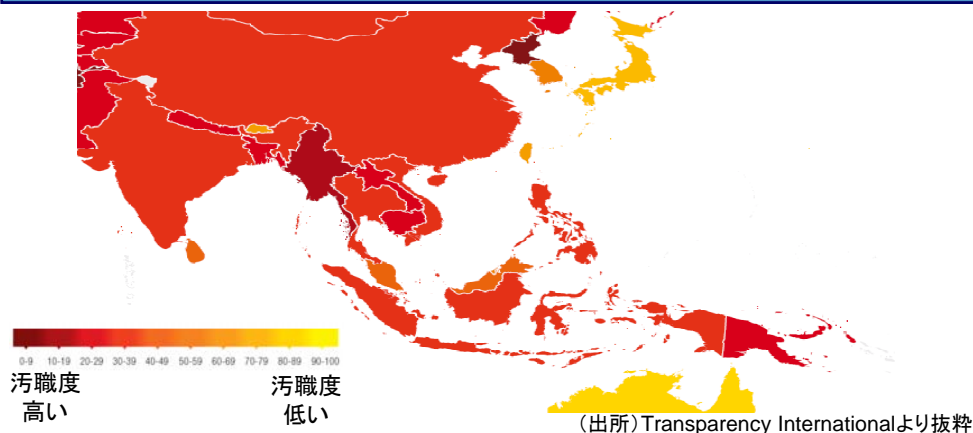
出所：IMFデータより、みずほコーポレート銀行産業調査部作成

注) 2012年度以降は予測ベースの数値

③ 不透明な制度：法規制の環境・運営と汚職

■ アジア諸国の汚職度は高く、また発展段階の低い国ほど不透明な法制度が問題視される現状

アジアの汚職度



製造業企業が考えるアジア各国の課題（JBIC調査）

国名	タイ	インドネシア	インド	ベトナム	ミャンマー
1人当りGDP	5,395	3,512	1,514	1,374	824
不透明な法制運用	7位	5位	3位	2位	5位
法制の未整備	20位	10位	7位	7位	3位

1位～5位

22の課題項目に対してアンケート実施。国毎に課題のランキングを作成。

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」の有望国課題アンケート調査結果より

アジア投資をめぐる法環境

1. 法律の未整備、不整合、運用との齟齬

- ✓ 確定的な解釈が存在しない中での社内説明・意思決定
 - ・ インドネシア15年問題
(設立後15年以内の現地資本導入義務)
 - ・ ベトナム小売規制 等
- ✓ リーガルリスクの判断

2. 頻繁な法改正

- ✓ 数ヶ月前と状況が異なる可能性

3. 現地リーガルファームの能力

- ✓ クロスボーダー案件の経験不足、先例の不足

4. 紛争解決機関の能力の限界

- ✓ 裁判官・執行官の能力、汚職問題

④ インフラ

- 工場操業においては、電気・水道や輸送コスト等のインフラ環境を十分に把握する必要がある
- 人件費比率が低い資本集約型産業においては、特にインフラ・エネルギー・物流コスト等のインフラの高コスト環境がアジア新興国進出時の要検討事項

< インフラ環境について >

国		シンガポール	マレーシア	タイ	インド	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	香港	中国
コスト	水 (ドル/m ³)	1.81	0.68 ~0.75	0.31 ~0.53	0.35	1.01	1.84 ~2.23	0.34 ~0.58	0.88	0.24 ~0.37	0.59 ~1.41	0.32
	電気料金 (ドル/Kwh)	0.13 ~0.21	0.10	0.15	0.12 ~0.15	0.07	0.17 ~0.24	0.04 ~0.18	0.12	0.20	0.148 ~0.150	0.14 ~0.15
	輸送コスト*1	900 (シンガポール)	643 (ポートクラ)	1,162 (レムチャバン)	500 (ムンバイ)	800 (タンジュンプリオク)	850 (マニラ)	2,000 (ハイフォン)	1,600 (ヤンゴン)	1,500 (プノンペン)	700 (香港)	564 (上海)
状況	水	◎	◎	◎	△/×	○	○	○	×	○	◎	○
	電気	◎	◎	○	×	△	△	△/×	×	△/×	◎	○
	物流状況	◎	◎	◎	△	△/×	△	△	×	△/×	◎	○
コメント		アジアにおいて、トップクラスのインフラ。事業運営上問題なし	アジアにおいて、トップクラスのインフラ。事業運営上問題なし	インフラ整備されており、瞬間停電が発生するが、事業運営上問題なし	インフラが脆弱であり、大規模な停電が発生するため、自家発が必須	インフラ整備が遅れており、一部の工業団地を除き、停電対応が必要	インフラ整備が遅れており、電力供給が逼迫する可能性あり	水力発電が多いため、電力料金が安いものの、供給が不安定	インフラが未整備であり、今後の経済発展の足枷になる可能性あり	インフラ面では電力が一番のネック。不安定且つ単価が高い	アジアにおいて、トップクラスのインフラ。事業運営上問題なし	インフラ整備の改善は著しいが、地域格差は激しい

*1:40ftコンテナの当国最大の港⇒横浜港までのコスト

出所:ジェトロセンサー2013年5月号、及びヒアリング等により直投支援部作成

⑤ 雇用環境

- 縫製、組立、コールセンターサービス業などの労働集約型産業においては、労働者不足・コスト高が重要なファクター
- 雇用は容易でも解雇が困難なことも少なくないことにも留意

< 雇用環境について >

国	シンガポール	マレーシア	タイ	インド	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	香港	中国
人件費(ワーカー) (ドル/月(含む賞与等))	1,230	344	345	276	239	301	145	53	74	1,619	449
人件費(マネージャー) (ドル/月(含む賞与等))	4,268	1,966	1,574	1,395	1,057	1,070	787	433	563	3,580	1,456
雇用の容易さ	△	×	×	◎	◎	◎	△	◎	○	○	△
解雇の容易さ	○	○	○	×	×	○	○	○	△	×	△
コメント	企業側に有利な雇用法制の下、柔軟な雇用政策が可能。一方、近年は外国人労働者の雇用規制などにより、雇用は逼迫。	人口が少ないこと、国民の所得が上昇したこともあり、ワーカーの確保は非常に難しく、外国人ワーカーの雇用は必須。	工業立国でワーカーも多いが製造業も多いため、ワーカー雇用は難しい。最低賃金を30%以上引上げ、今後の賃金上昇が懸念。	組合が極めて強く、人の解雇は非常に難しい。訴訟になるケースも頻発。税務問題と並んで撤退時の最大のイシュー。	失業率5%台で、ワーカーレベルの雇用は比較的容易。組合が強くと正規雇用者解雇は非常に厳しく、労働法はかなり労働者寄り。	失業率に政府発表(7%)と民間(30%超)との差異あり。基本的には雇用は容易も、他国対比若干人件費は高い。	人口は多いものの、農村部から人口流入は限定的でワーカーの雇用環境は相対的に厳しい。	ASEANでは最も賃金が安く、人材の質も高いが、工場勤務経験には乏しく、残業する文化なし。労働組合の組織化は昨年認可。	人の雇用は容易であるが、経験乏しく、長続きしないケースが多い。人の解雇については、比較的ルールは厳しい。	ホワイトカラーの人材は豊富。一方、労働者側に有利な法制度で解雇は難しい。	沿岸部への出稼ぎワーカーは減少傾向。労働関連法規は徐々に整備され、労働者側に有利な環境に。

出所: ジェトロセンサー2013年5月号、及びヒアリング等により直投支援部作成

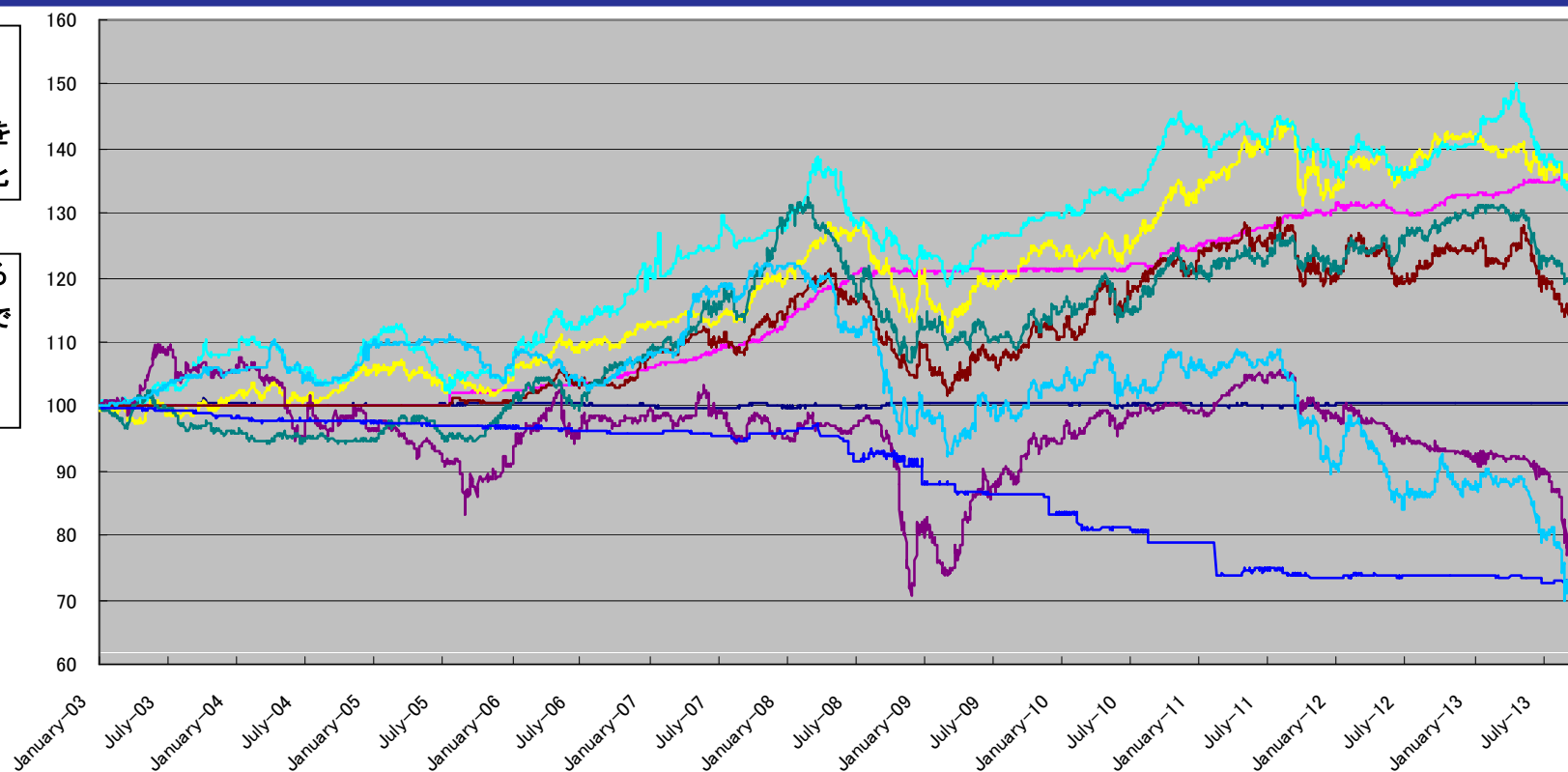
⑥-1 金融～地場通貨の為替推移

- タイバーツ、シンガポールドル、中国元などは対ドル上昇
- ベトナムドン、インドネシアルピア、インドルピーは対ドルで下落

各国の為替推移

対米ドルの為替
について
2003年1月1日を
100として指数化

100を超えている
場合、対米ドルで
価値が上昇して
いることを示す

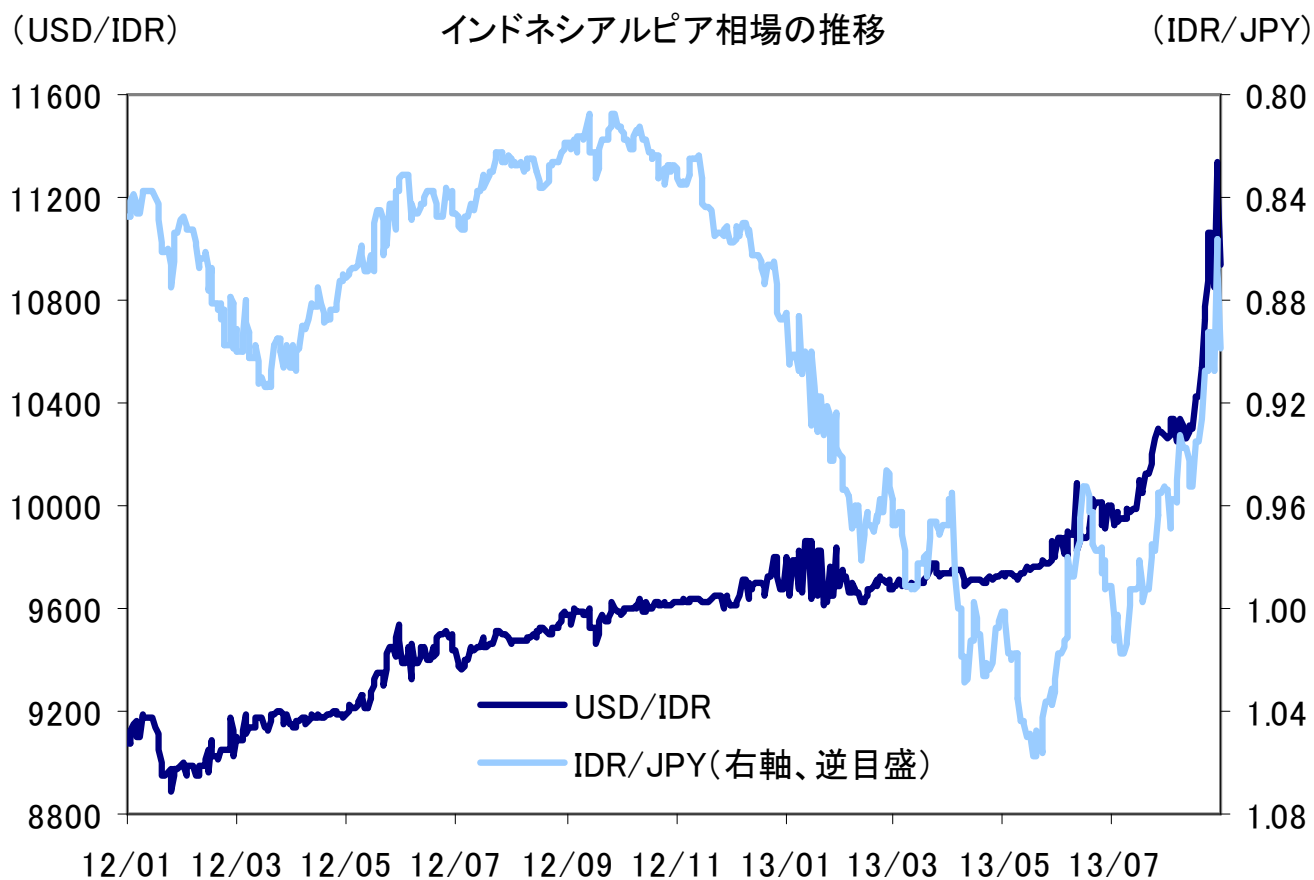


— 香港 — 中国 — シンガポール — タイ — インドネシア — マレーシア — フィリピン — ベトナム — インド

(出所) Bloomberg資料によりみずほ銀行直投支援部作成

⑥-2 金融～インドネシアルピア相場(下落が続く事例)

- 経常収支の赤字を背景に一貫した下落が継続。
- 有効なルピア安対策が打ち出せない中、インフレ圧力の急伸などもありルピア安が加速。心理的節目である1ドル＝10,000ルピアを突破してルピアは下落。

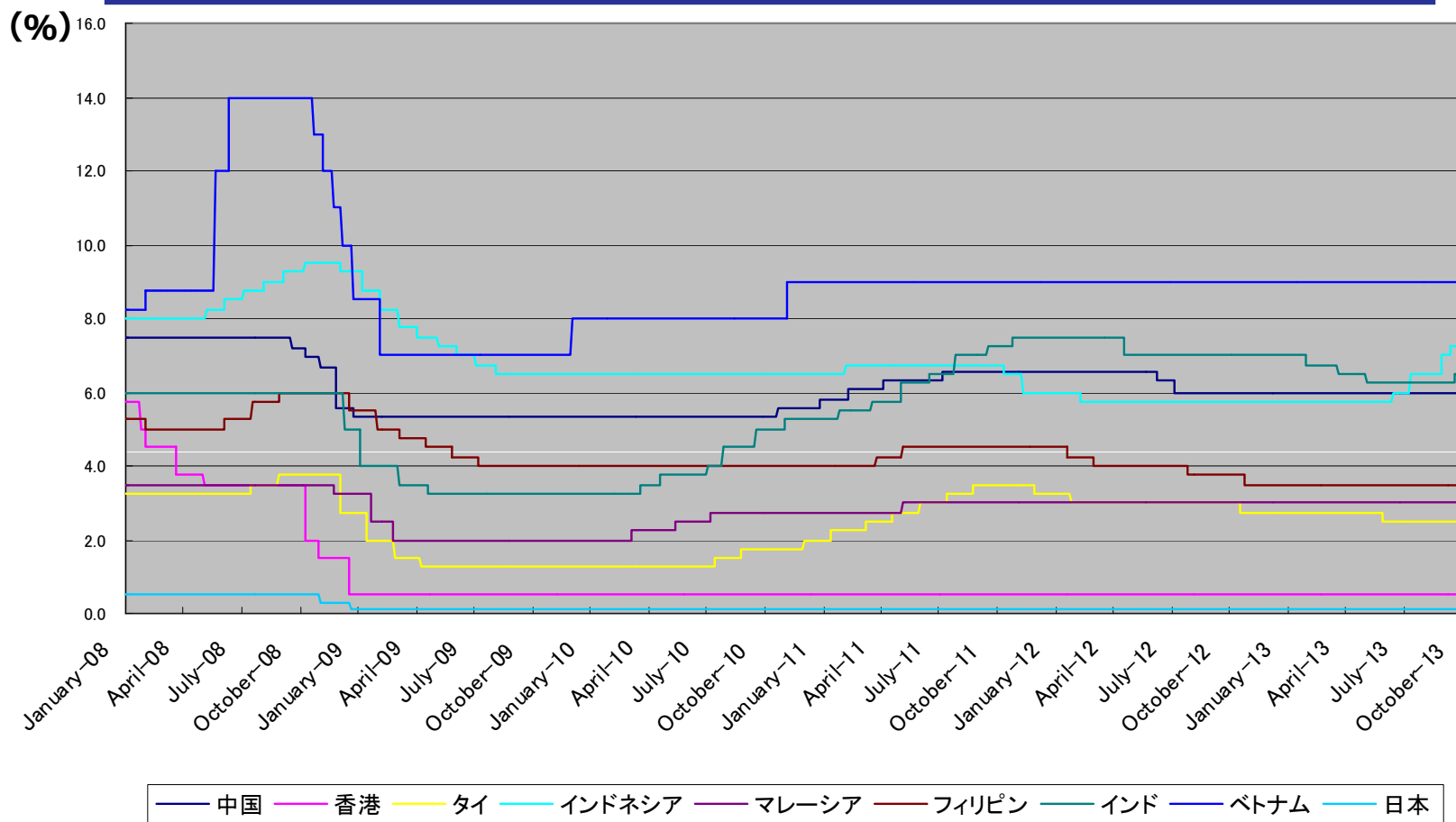


(資料) Bloomberg

⑥-3 金融～地場通貨の金利水準

- 一般的に地場通貨の金利水準は高く、地場通貨での資金調達を行う際は金利負担が問題になりがち
- これらの国ではオフショアローンのニーズが高まる

各国の政策金利



【2013年10月時点の
各国の政策金利一覧(%)】

香港	0.5
中国	6.0
タイ	2.5
インドネシア	7.25
マレーシア	3.0
フィリピン	3.5
インド	6.5
ベトナム	9.0
日本	0.1

(出所) 各種資料によりみずほ銀行直投支援部作成

⑥-4 金融～資金調達(ローン)時の留意点

- アジア各国におけるローン調達時のPros-Cons
- 一般的に、地場通貨対応、源泉税やオフショアローンの規制もあり、オンショアでのローン調達が中心

Booking	Lender	Pros 	Cons 
オンショア	邦銀	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 親会社のリスクを勘案したファイナンスが可能 ✓ 調達コストが低いため融資利率も低い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 担保処分能力に乏しい ✓ (一般論)規模が地場銀対比小さいので Lending Limitが低い
	地場銀	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地場通貨に強い ✓ 不動産担保等での融資が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 融資利率が高い(クレジットが低い) ✓ リスク許容度が低い(一般的に担保主義)
オフショア	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地場銀対比有利なレート ✓ 外貨での資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利子源泉税 ✓ 各国のオフショアローン規制 ✓ 地場通貨が対応不可なケース多し
	親会社 (関連会社)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関対比、有利なレート設定の可能性 ✓ 外貨での資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移転価格税制対応 ✓ 利子源泉税 ✓ 各国のオフショアローン規制 ✓ 地場通貨が対応不可なケース多し

(出所) みずほ銀行直投支援部作成

⑥-5 金融～オフショアローン利用時の利息源泉税

利息源泉税

(%)

		利息支払国												
		日本	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	インド	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	フィリピン	香港	中国	台湾
利息受取国	日本		10	10	15	10	10	5	15	14	10	0	10	20
	シンガポール	10		10	15	10	10 (金融機関) 15 (その他へ)	5	8 (金融機関) 10 (その他へ)	14	15	0	7 (金融機関へ) 10 (その他へ)	20
	マレーシア	10	10		15	10	10	5	10	14	15	0	10	10
	タイ	10 (金融機関へ) 20 (その他へ)	15	15		15	10 (金融機関へ) 15 (その他へ)	5	10	14	15	0	10	20
	インドネシア	10	10	10	15		10	5	15	14	15	0	10	10
	インド	10	15	10	15	10		5	10	14	10 (金融機関へ) 15 (その他へ)	0	10	10
	ベトナム	10	10	10	15	15	5		10	14	15	0	10	10
	ミャンマー	20	10	10	15	15	10	5		14	20	0	10	20
	カンボジア	20	14	14	15	14	14	5	15		20	0	10	20
	フィリピン	10	15	15	15	15	10 (金融機関へ) 15 (その他へ)	5	15	14		0	10	20
	香港	10	0	0	0	0	0	0	15	14	20		7	20
	中国	10	10	10	15	10	10	5	15	14	10	0		20
	台湾	20	15	10	15	10	10 (金融機関へ) 15 (その他へ)	5	15	14	20	0	10	

※ 実際の運用時には税率の確認が必要です。

(出所) 各種資料により、みずほ銀行直投支援部作成

みずほの海外情報提供体制

専門部隊による情報提供

- ・ 国別に専門家を揃え、お客さまからの照会事項に対応
- ・ プロジェクトサポート・ニーズにも対応

セミナーによる情報提供

- ・ お客さまからのニーズの高い国や産業、等に関するセミナーを随時開催
- ・ 海外ネットワークを活かし各国政府関係者も招待

Webによる情報提供

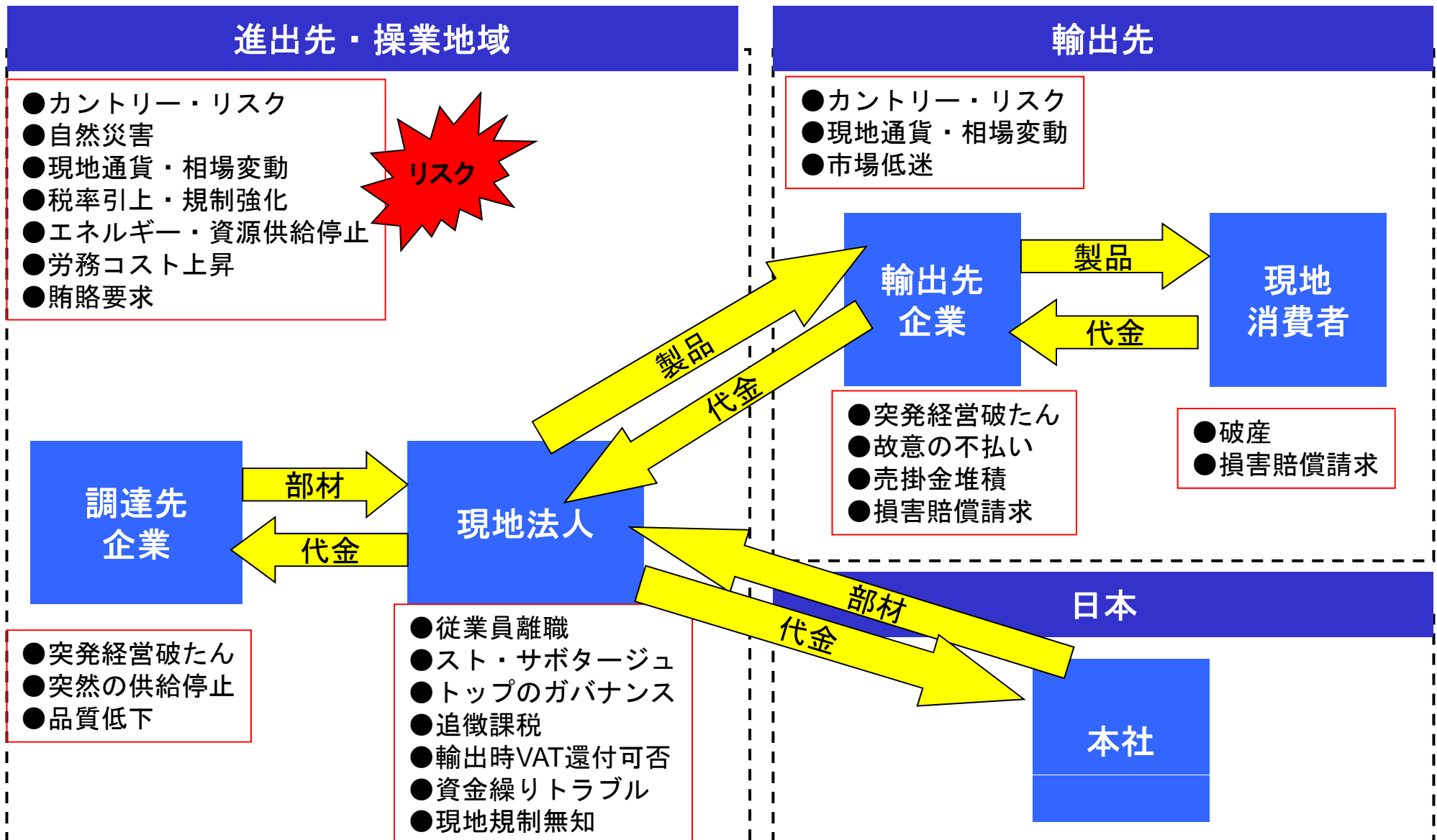
The screenshot shows the Mizuho website's international news portal. At the top, there are navigation tabs for various regions: 中国 (China), 香港 (Hong Kong), タイ (Thailand), ベトナム (Vietnam), インド (India), インドネシア (Indonesia), 台湾 (Taiwan), 韓国 (South Korea), フィリピン (Philippines), マレーシア (Malaysia), シンガポール (Singapore), ロシア (Russia), ブラジル (Brazil), メキシコ (Mexico), アジア共通 (Asia Common), and Home. Below these are buttons for '一般情報を調べる' (Search for general information), '進出早わかりで調べる' (Search for early entry information), and '新着情報で調べる' (Search for latest information). The main content area is titled '新着情報' (Latest Information) and lists several news items with dates and brief descriptions, such as '【中国】2013年5月29日 中国の2013年5月29日 中国の2013年5月29日'.

月刊誌による情報提供

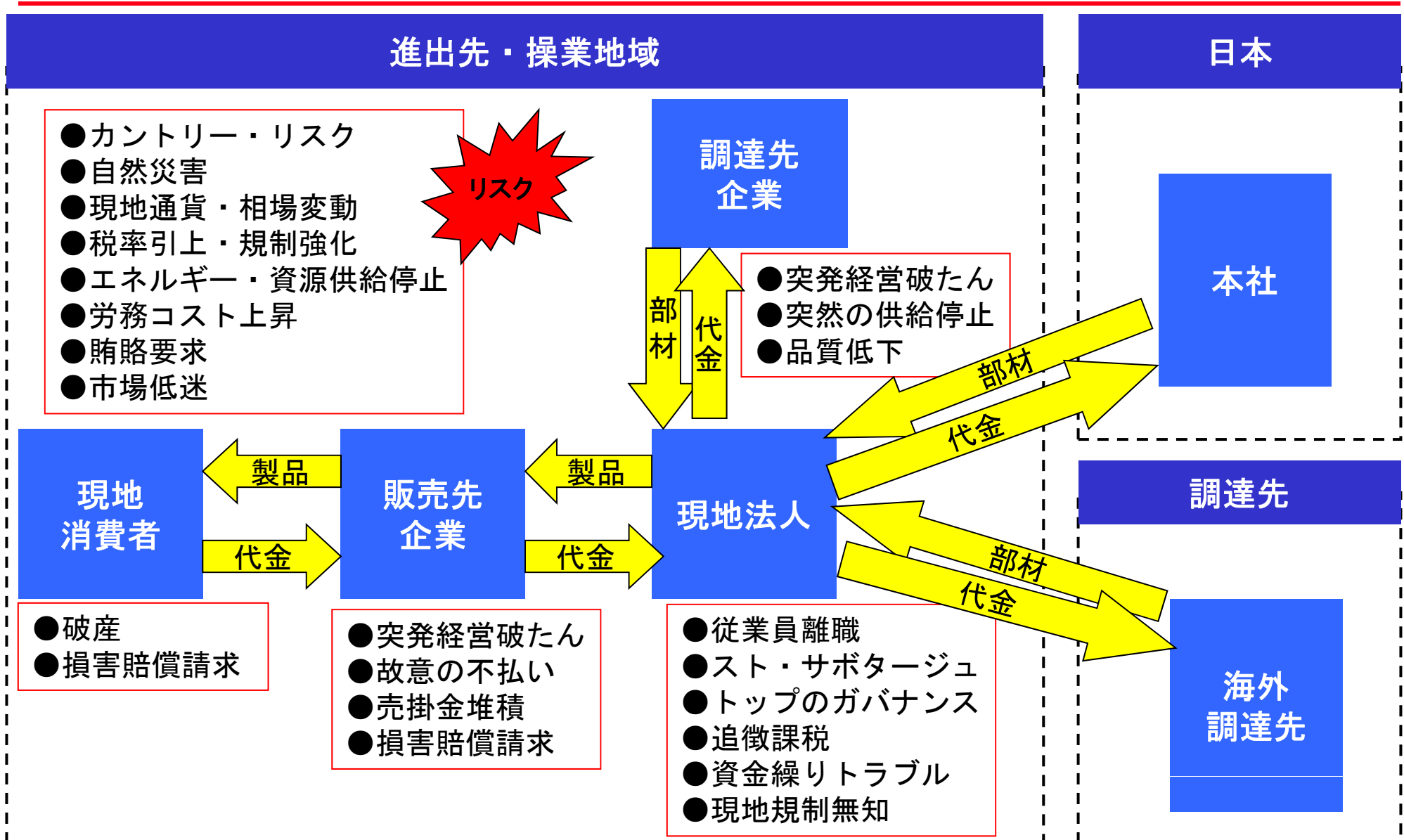


事例紹介

日系企業の代表的ビジネススキームとリスク(輸出加工型)

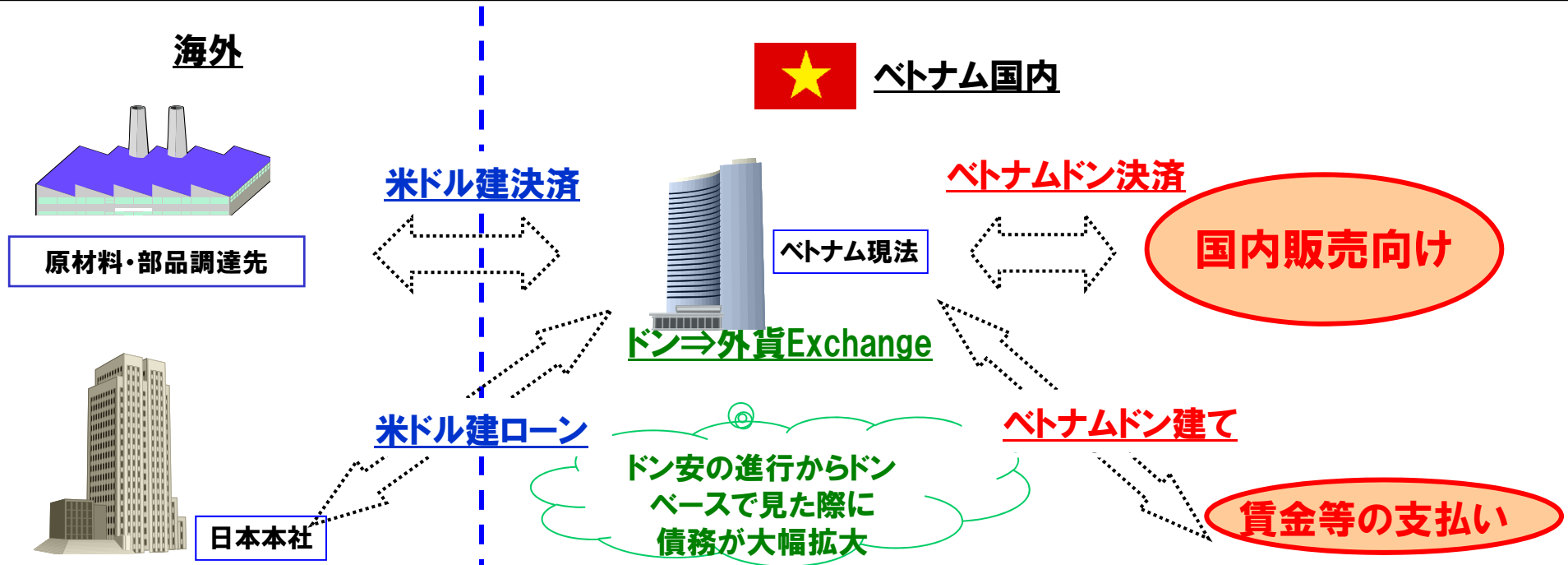


日系企業の代表的ビジネススキームとリスク(内販型)



事例紹介1：為替変動による為替差損の発生

- ベトナム北部で製造現法を設立するため、日本から資本金と親子ローンを米ドル建てで実施
- ベトナム国内で製品を販売する場合、売上はベトナムドン建て
- 国内販売好調で長期の親子ローンで設備投資を実施するもドン安が進みドンベースでの債務が増加する結果に

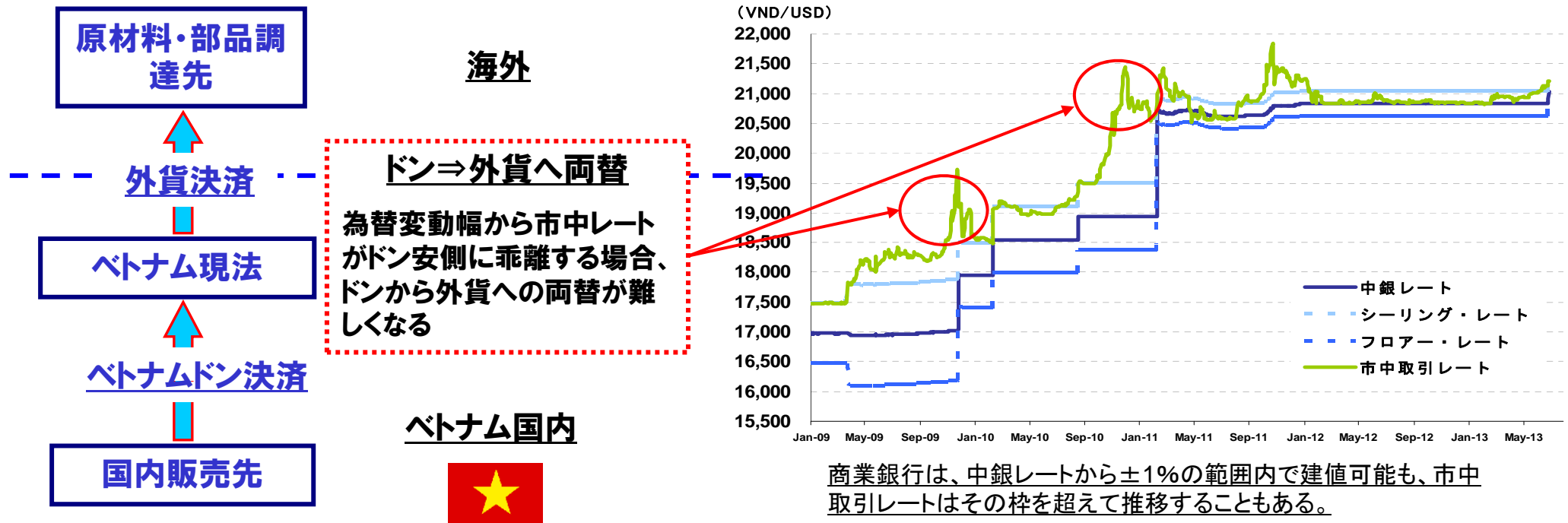


【ポイント】

- ベトナム国内での販売はドン建て、海外からの借入（親子ローン等）は外貨建て。ベトナムでは貿易赤字が継続しており、ドン安が進行。海外から長期ローンを行った場合、ベトナムドンベースでの債務は拡大する
- 国内販売だけでなく、外貨収入を確保するため、一部はベトナム国外へ輸出するビジネスモデルの確立が肝要
- 親子ローンを勧めた金融機関は為替リスクに対するアドバイスが欠如し、取引先からの信頼を失う結果に

事例紹介2: 輸入決済におけるテクニカルデフォルト

- ベトナム国内のメーカーへ部品を納入するための製造現法を設立
- ベトナム国内で製品を販売する場合、売上はベトナムドン建。材料は日本から輸入するため、外貨決済が必要
- 外貨不足から外貨送金が難しくなりテクニカルデフォルト状態に

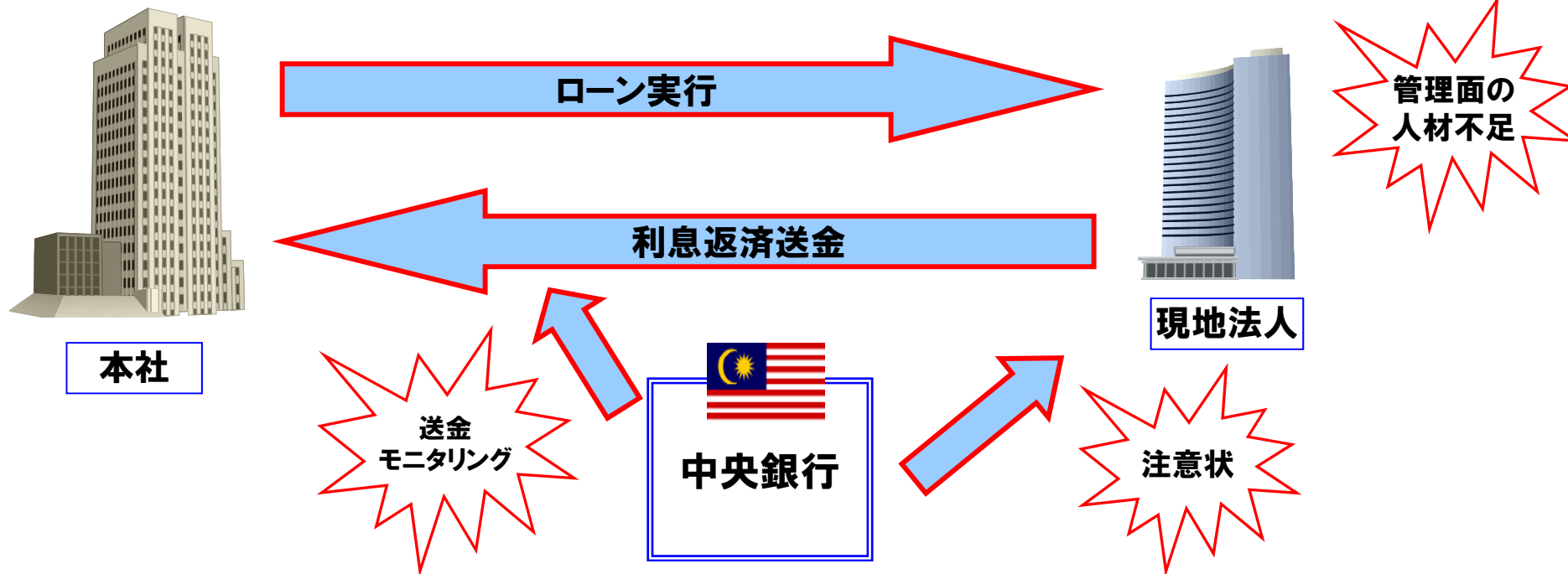


【ポイント】

- ベトナム現法の売上がベトナムドンのみ、原材料の主な調達先が海外からのケースではその支払いに充てるためベトナム現法でドン⇒米ドルのExchangeが必要。外貨不足の時にはExchange不可となるリスク有り。為替予約などのリスクヘッジが難しく、ベトナム国内販売だけでなく、一部は輸出を行い、自ら外貨収入を得るなどのリスク回避が必要

事例紹介3: マレーシアの親子ローン認可取得失念

- 現地の外貨管理規制を調査することなく、外貨(USD建)で親子ローンを実施
- 永年にわたり、当社・当局ともに気づかなかったが、利息返済の送金を行ったところ現地中央銀行より調査が入り、中央銀行からの認可を取得しないまま親子ローンを実行していたことが判明
- 当社は現地中銀より外貨管理規定違反として注意書を受領しその後のオペレーションのプレッシャーに

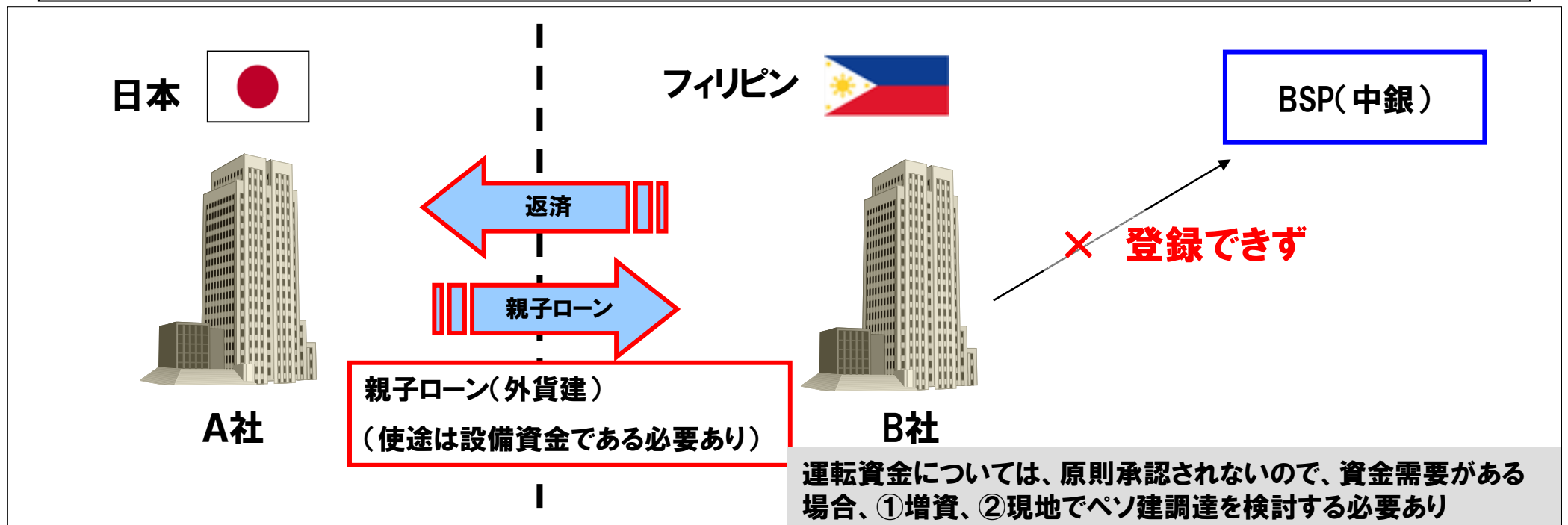


【ポイント】

- 当社は製造拠点であり、派遣員は現法社長を含め、全て技術者でも現地規制、特に外貨管理規制に無知。
- また現地社員も、特に財務経験のない社員中心で、外貨管理規制を知らないまま親子ローンを実施。

事例紹介4: フィリピンの親子ローン認可取得失念

- フィリピン現法A社は、売上の太宗がペソ建。同社は親会社B社からドル建で運転資金を借入
- B社宛に元利金返済を行おうとしたところ、フィリピン中央銀行(BSP)から承認を得ていなかったため、ペソから外貨転が出来ないことが判明。フィリピン中央銀行の承認は得られず、元利金返済が出来ず

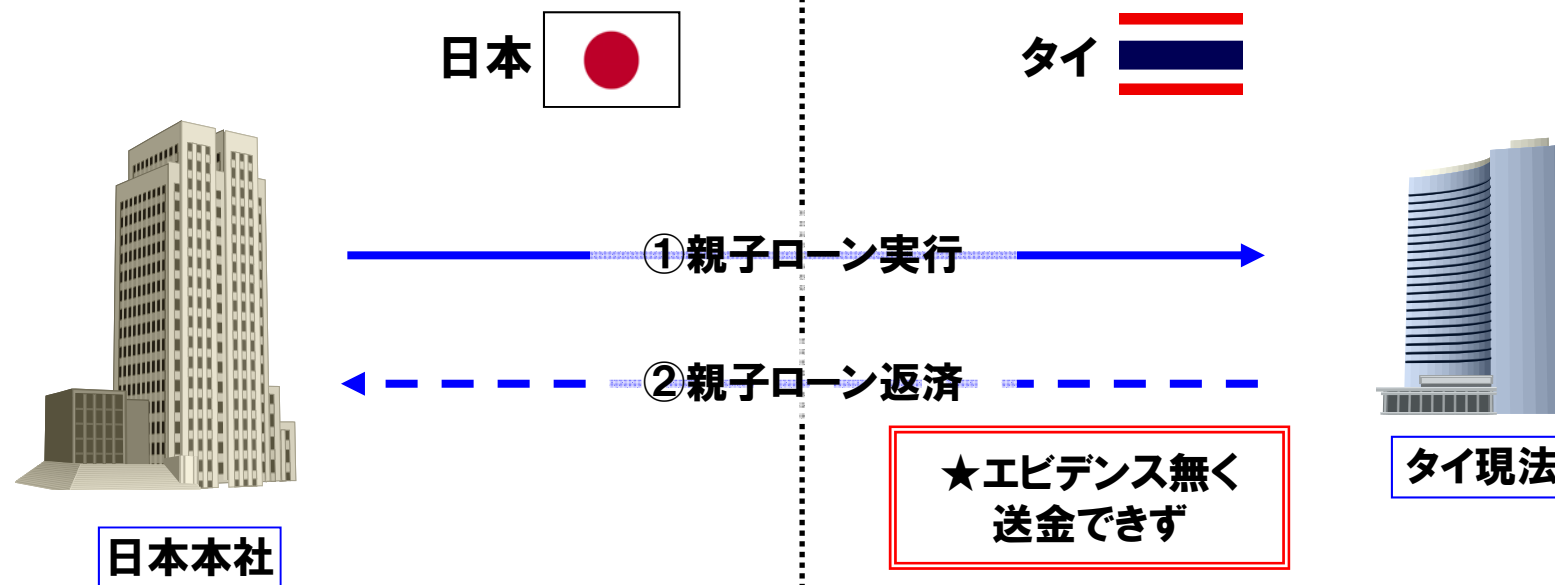


【ポイント】

- フィリピンでは原則、ペソの外貨転は禁止。親子ローン元利金返済時の外貨転は、事前にBSPへ確認し承認を得ることが必要。生産設備を購入する資金であれば必ず認められる訳ではないが、運転資金の場合は原則認められない。
- 外貨管理や外資規制は各国政府の施策が顕著に現れるものであり、内容が変更になることも多々あるので、最新の情報を確認することが重要。

事例紹介5: タイ親子ローンのエビデンス不足による返済不能

- タイ現地法人に対して、日本の親会社から貸付を実行(親子ローン)
タイ側の受取銀行は現地銀行で特段の指摘や問題も無く、スムーズに送金が行なわれた
- 数年後、貸付金の返済を行なおうとした際に、エビデンスとなる契約書が存在しないことが判明
エビデンスが無いことを理由に送金不能。貸付金は塩漬けに。それまで金利も送金しておらず

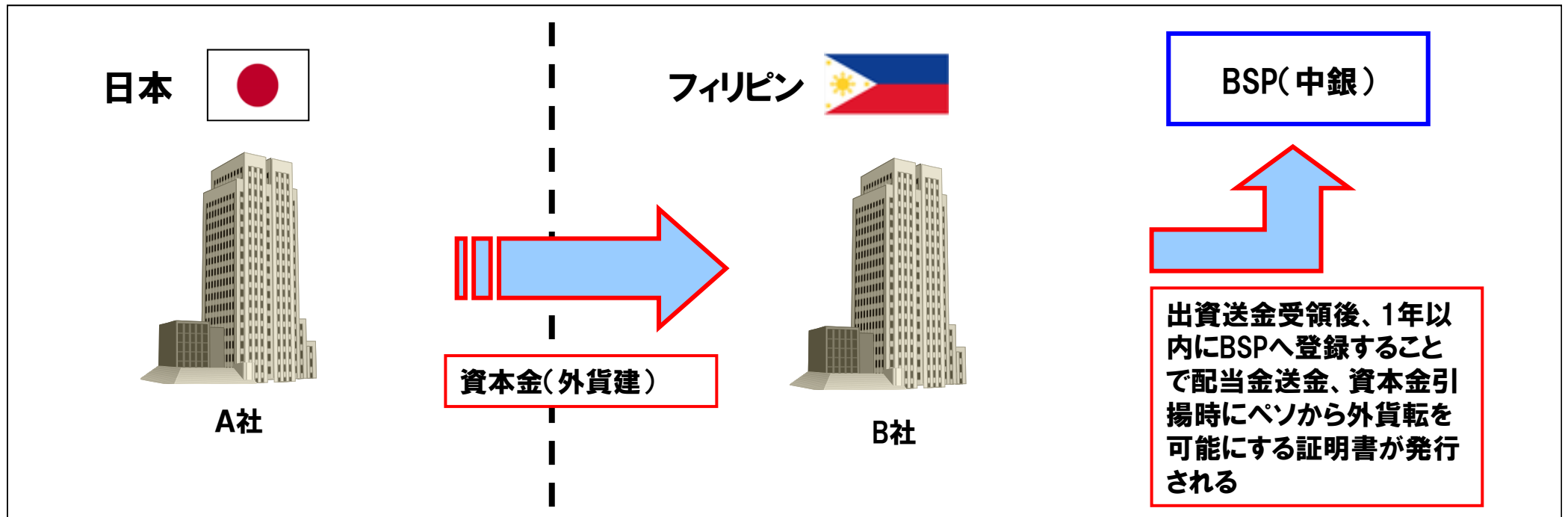


【ポイント】

■タイから海外への送金時には、必ずローン契約書締結とともに、送金依頼書の「受取人宛メッセージ欄」に「Loan」と記載することによりローン実施のエビデンスを残すことが肝要。日系銀行(支店)が受取銀行となる場合は、タイ向け送金実行時点で予め注意喚起するケースが多いが、一方地場銀行が受取銀行の場合は、説明・配慮不足等によるエビデンス不足により、タイの中央銀行の送金許可がおりず、トラブルになるケースあり。外貨規制は国によって異なりうる。送金の際には銀行と十分なコミュニケーションが必要。

事例紹介6：中銀登録未済による配当金送金不能

- フィリピン現法A社は、売上の太宗がペソ建。同社が親会社B社宛に配当金送金を行おうとしたところペソの外貨転不能
- 銀行経由で確認の結果、フィリピン中央銀行(BSP)への外国投資登録が未済であることが判明。後日登録を行い、解決

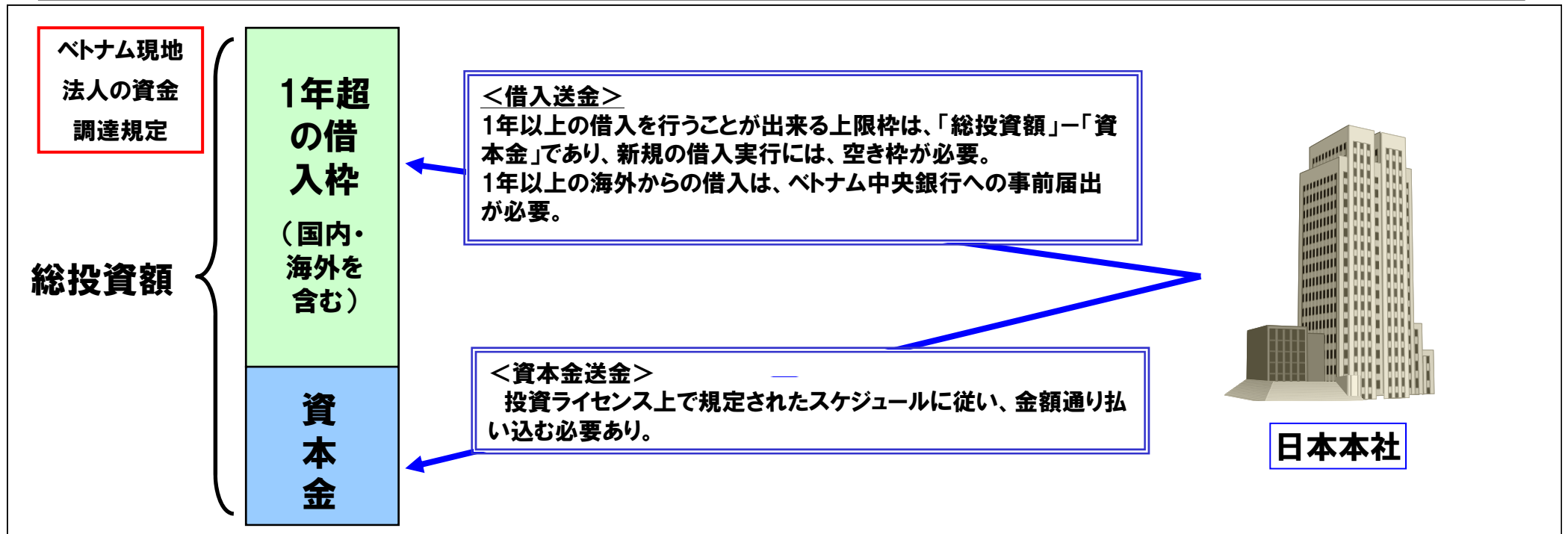


【ポイント】

- フィリピンでは原則、ペソから外貨転が禁止されている。配当金送金・資本金引揚時の外貨転を可能にするためには、出資送金受領後、1年以内にBSPへ登録し、BSPから配当金送金・資本金引揚時に外貨転を認める証明書を取得する必要がある。
- 外貨管理や外資規制は各国政府の施策が顕著に現れるものであり、内容が変更になることも多々あるので、最新の情報を確認することが重要。

事例紹介7: 現法設立時の借入枠設定失念

- ベトナム南部で製造現法を設立するために、ローカルコンサルを利用して投資ライセンスを取得
- 日本から資本金を送金後、日本本社から親子ローンを実施しようとしたところ、借入枠が設定されておらず。現地借入には規制がかかっており、ベトナム国外からの親子ローンしか選択肢が無く、借入を行うまでに、投資ライセンス修正、ベトナム中銀登録で2ヶ月を要した。現地法人の支払は滞り、信用は失墜

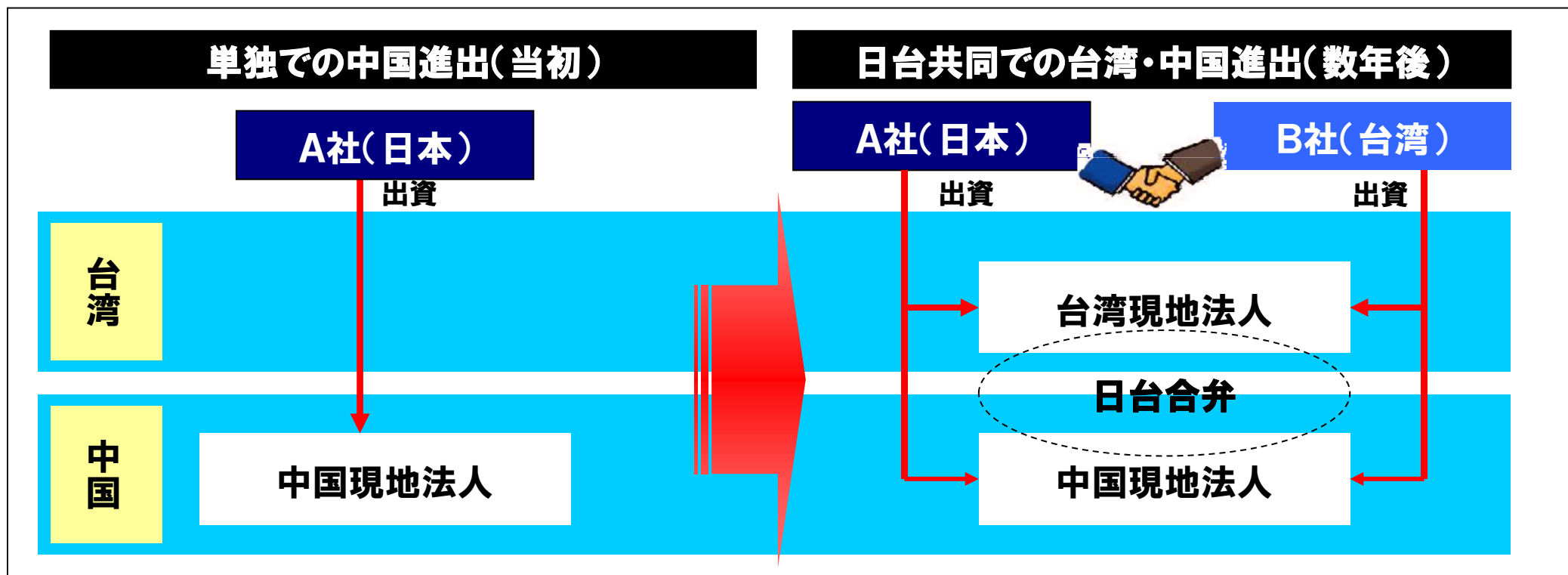


【ポイント】

- 追加での投資ライセンス上の借入枠の設定に3週間、1年超の海外からの借入のベトナム中銀登録には更に3週間程度を要することから、投資ライセンス取得時に借入枠を余裕を持って設定しておくことが肝要
- 1年未満の海外からの借入には、借入枠や中銀届出が不要だが長期への切替や中銀登録が必要

事例紹介8：台湾企業とのアライアンスによる事業成功

- 外食業界における日台アライアンスによる台湾・中国展開
- 中国との関係構築に長けた台湾企業との中国進出により、中国市場への参入を図る試み

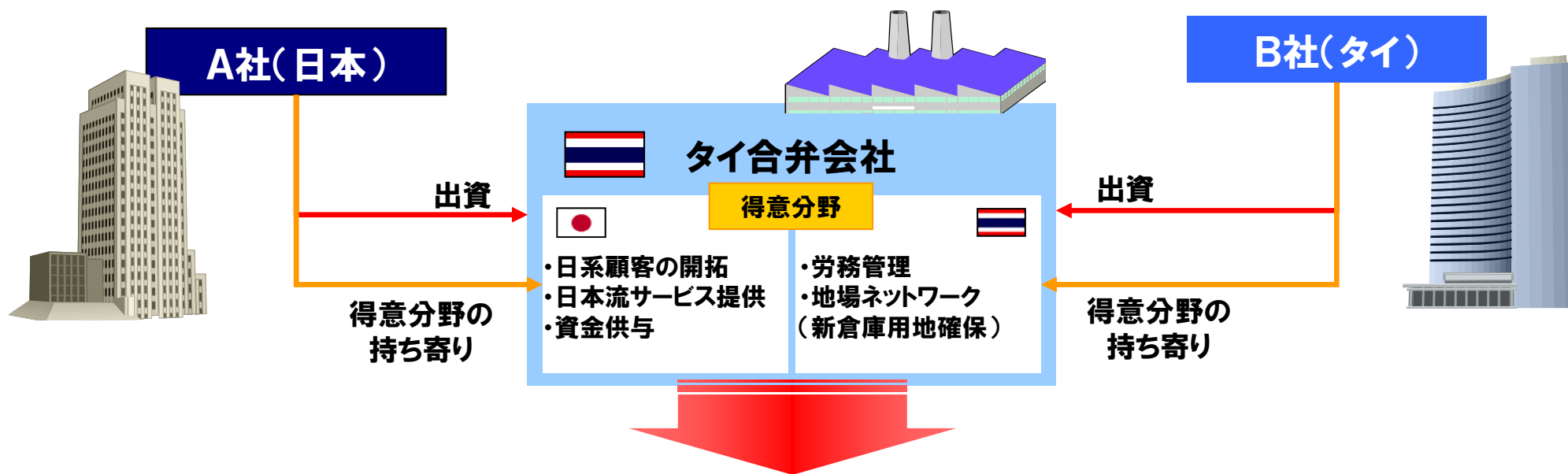


【ポイント】

- 当初、日本企業単独で中国に進出。数年後に台湾企業と共同で台湾事業開始、中国事業合併化
- 日本企業の持つ店舗展開ノウハウと、台湾企業のもつ台湾・中国のネットワークと経営ノウハウを融合
- 日本企業と台湾企業のもつ強みが補完関係となり、中華圏への事業展開が加速

事例紹介9: パートナーとの役割分担による事業成功

■ 物流会社A社は、労務管理、物流倉庫の用地確保の不安を背景に、敢えて現地企業B社と合併でタイへ進出
■ A社は、日系顧客の開拓、日本流サービスの提供、資金供与を行い、B社は労務管理に加え、業容拡大に伴う、新倉庫用地確保などで地場ネットワークを駆使。双方が得意分野を役割分担した結果、タイ現法は大きく成長し、A社の業績に大きく貢献する企業となった。



A社とB社の得意分野が活かされ売上拡大↑

【ポイント】

- 独資に拘らず、自社のビジネス内容によっては、現地パートナーとの合併も検討する。
- 合併設立時には、双方の役割分担、責任の範囲を明確にし、これを契約書に落とし込むことが肝要。

©2013 株式会社みずほ銀行

本資料は、金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社自身の判断にてなされますよう、また必要な場合には、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。